

公の施設の指定管理者の指定の件（北方自然教育園）

令和4年（2022年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、  
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

札幌市北方自然教育園

2 公の施設の位置

札幌市南区白川

3 指定管理者

北方コンソーシアム

（代表団体）

札幌市西区宮の沢1条1丁目1番10号

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会

理事長 野崎 清史

（構成団体）

札幌市南区滝野106番地

特定非営利活動法人ネイチャープログラムデザイン

理事長 相馬 宏哉

4 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

（理由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、北方自然教育園の指定管理者を指定するため、本案を提出する。